

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 検 査 要 領

R 編

防火構造, 脱出設備及び 消火設備

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

2016 年 第 2 回 一部改正
2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 規則 第 74 号／達 第 76 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 9 月 20 日 理事会 承認

2016 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 規則 第 74 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 9 月 20 日 理事会 承認

2016 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

改正その 1

4 章 発火の危険性

4.2 燃料油，潤滑油その他の可燃性油に関する措置

4.2.1 を次のように改める。

4.2.1 燃料としての油の使用の制限*

燃料としての油の使用については，次によらなければならない。

- (1) 本 4.2.1 に特に定める場合を除き，引火点が 60℃以下の燃料油は，使用してはならない。
- (2) 非常発電機を駆動する原動機には，引火点が 43℃を超える燃料油を使用することができる。
- (3) 引火点が 43℃を超え 60℃以下の燃料油については，次の要件に従う場合に限り非常用消火ポンプの原動機及び A 類機関区域内に設置されない補機等に使用することができる。
 - (a) 燃料油タンク（二重底区画に配置されるものを除く）を，A 類機関区域の外部に配置する。
 - (b) 油温計測装置を，燃料油ポンプの吸引管に取り付ける。
 - (c) 止め弁又はコックを，燃料油こし器の入口側及び出口側に取り付ける。
 - (d) できる限り溶接継手又は円錐型もしくは球面形のユニオン式継手を用いる。
 - (e) その他本会が適当と認める要件
- (4) GF 編の規定が適用されない船舶の場合，引火点が前(1)に規定されるものより低い 43℃以下の燃料油（例えば原油）は，機関区域以外の場所に貯蔵し，かつ，設備全体について本会の承認を得た場合に使用することができる。
- (5) GF 編の規定が適用される船舶の場合，前(1)に規定されるものより低い燃料油を使用することができる。
- (5) 燃料油タンク内の燃料油は引火点の下 10℃以上に加熱してはならない。ただし，本会が適当と認める場合はこの限りでない。

20 章 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護

20.3 閉囲された車両積載区域及び閉囲されたロールオン・ロールオフ区域における可燃性蒸気の引火に対する注意

20.3.1 通風装置*

-1. 通風装置の能力

閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域には、適切な機械通風装置を設けなければならない。通風装置は、当該区域が空の状態に基づき少なくとも毎時 6 回の換気を行えるものとしなければならない。本会は、車両が積み卸しされている時における換気回数の増加を要求することがある。

-2.を次のように改める。

-2. 通風装置の性能

- (1) 通風用送風機は、**(3)**の規定により雰囲気管理装置が設置されている場合を除き、車両が積載されているときはいつでも、連続して正常に作動し、少なくとも前-1.に定める回数の換気を行う~~する~~ものでなければならない。このことが実行不可能な場合には、通風用送風機は、天候を考慮して可能な限り、毎日、一定時間作動させるものとし、また、いかなる場合においても荷揚げ前の適当な時間作動させなければならない。送風機の作動後、ロールオン・ロールオフ及び車両積載区域は、ガスフリーであることが確認されなければならない。このために、少なくとも 1 個の本会が適当と認める持運び式可燃性ガス探知装置を備えなければならない。当該区域の通風装置は、他の通風装置と完全に別個のものでなければならない。当該区域で使用される通風用のダクトは、有効に密閉し得るものとし、~~各~~貨物区域ごとに分離しなければならない。通風装置は、これらの区域の外部の場所から制御し得るものでなければならない。
- (2) 通風は、空気の層状化及び停滞を防ぐものでなければならない。
- (3) 20.3.2-2.に従い少なくとも毎時 10 回の割合で連続的換気を行うことが要求される区域並びに 19.3.4-1 又は 20A 章が適用される区域を除き、本会が適当と認める雰囲気管理装置が設置されている場合にあっては、通風装置の換気回数を減じて作動させて差し支えない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2017 年 1 月 1 日から施行する。

4 章 発火の危険性

4.5 タンカーの貨物エリア

4.5.3 貨物タンクの通気*

-2.を次のように改める。

- 2. 通気装置は次の要件を満たさなければならない。
- (1) 各貨物タンクの通気装置は、独立又は他の貨物タンクと共通とすることができ、また、イナートガス装置の配管を利用することができる。
 - (2) 貨物タンクの通気装置が他の貨物タンクと共通である場合には、各貨物タンクを隔離するために止め弁又は他の承認された装置を取り付けなければならない。止め弁を取り付ける場合には、当該止め弁には、責任のある乗組員により管理される施錠装置を取り付けなければならない。止め弁又は他の承認された装置は、それらの操作状態を明確に表示するものでなければならない。タンクが隔離されている場合、荷役及びバラストの張排水の開始前に関連する隔離弁が開いていなければならない。隔離された場合においても、11.6.1(1)に従って、貨物タンク内の温度変化によって生ずる気体の流出が連続的にでき、かつ、11.6.1(2)に従って貨物の積込み時及びバラストの積込み時又は貨物の取卸し時及びバラストの排出時において、多量の蒸気、空気又はイナートガスの混合気体が通過できるものでなければならない。
 - (3) 貨物油タンクの通気装置が他の貨物タンクと共通である場合であって、1つの貨物油タンク又は貨物油タンクグループに対して荷役又はバラスト張排水を行うため、当該貨物油タンク又は貨物油タンクグループの通気装置を共通の通気装置から隔離する必要がある場合には、その貨物タンク又は貨物タンクグループは **11.6.3-2.**で要求される過度の加圧又は減圧からの保護措置を備えなければならない。
 - (4) 通気装置は、貨物タンク頂部に接続し、船舶の通常の縦傾斜及び横傾斜の範囲において自然に貨物タンクへドレンを戻すことができるものでなければならない。自然に戻すことが不可能である場合には、通気装置のドレンを貨物タンク内へ戻すための恒久的な装置を取り付けなければならない。

11 章 構造の保全性

11.6 正圧及び負圧に対する貨物タンクの保護

11.6.1 総則*

通気装置は、貨物タンクの正圧及び負圧が設計値を超えないように設計され、操作されるものでなければならない。また、通気装置については、次の状態に対する措置を講じなければならない。

- (1) あらゆる場合において、貨物タンク内の温度変化によって生ずる少量の蒸気、空気又はイナートガスの混合気体が圧力・真空逃し弁（以下、本章において「PV 弁」という。）を通じて流出すること。この場合、PV 弁は、別に定めるところにより本会の承認を得たものでなければならない。
- (2) 貨物の積み込み時及びバラストの積み込み時又は貨物の取卸し時及びバラストの排出時において、多量の蒸気、空気又はイナートガスの混合気体が通過すること。

11.6.2 を次のように改める。

11.6.2 温度変化による小流出のための開口*

11.6.1(1)の規定により要求される圧力を逃がすための開口は、次の**(1)及び(2)並びに**~~4.5.3-4.(1)~~**の規定に従って**配置されなければならない。

- (1) 引火性蒸気を最大限度分散するために、貨物タンク甲板上のできる限り高い所に取り付けるものとし、この高さは、いかなる場合においても 2m 以上とする。
- (2) 発火源を有する閉囲された場所に最も近い空気取入口及び開口並びに発火の危険性を有する甲板機械及び甲板設備からできる限り離して（少なくとも 5m）配置する。揚錨機及び錨鎖庫の開口は発火源と見なす。

11.6.3 貨物タンクにおける安全措置*

-2.を次のように改める。

-2. 過度の加圧又は減圧を防止するための ~~2~~**二次的手段**

11.6.1(2)で規定する装置が故障した場合に、過度の加圧又は減圧を防止するため、貨物蒸気、空気又はイナートガスの混合気体を流通させるための ~~2~~**二次的手段を備えなければならない。** 当該二次的手段は、4.5.3-2.(2)で要求されている隔離するための装置の損傷又は当該装置の不注意な操作による閉鎖の際に、過度の加圧又は減圧を防止できるものでなければならない。 この代替措置として、11.6.1(2)で要求されている装置により保護されている各タンクに、貨物制御室又は貨物操作が通常行われる場所に監視装置を備えた圧力センサーを設置することができる。当該監視装置には、タンク中の過度の加圧又は減圧状態の探知により動作する可視可聴警報装置を備えなければならない。

21 章 総トン数 500 トン未満の船舶等に対する特別規定

21.2 特別規定

21.2.1 総トン数 500 トン未満の船舶に対する特別規定*

-6.を次のように改める。

~~-6. 4.5.3-2.(3)及び 11.6.3-2.のタンカーの通気装置に関連する規定は適用する必要はない。~~
4.5.3-2.(2)及び(3), 11.6.2 及び 11.6.3-2.の規定にかかわらず, 次の(1)から(3)の規定によることができる。

(1) 4.5.3-2.(3)及び 11.6.3-2.の規定は適用する必要はない。

(2) 4.5.3-2.(2)の適用において, 「かつ, 11.6.1(2)に従って貨物の積込み時及びバラストの積込み時又は貨物の取卸し時及びバラストの排出時において, 多量の蒸気, 空気又はイナートガスの混合気体が通過できるものでなければならない。」の規定は適用する必要はない。

(3) 11.6.2 の適用において, 開口が 11.6.1(2)に規定される多量の蒸気, 空気又はイナートガスの混合気体の通過のための開口と兼用となる場合を除き, 4.5.3-4.(1)の規定は適用する必要はない。

附 則 (改正その 2)

1. この規則は, 2017 年 1 月 1 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され, かつ, 少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については, この規則による規定にかかわらず, なお従前の例による。

4 章 発火の危険性

4.2 燃料油，潤滑油その他の可燃性油に関する措置

4.2.2 燃料油に関する措置

燃料油の貯蔵，配分及び使用のためにとられる措置は，船舶及び乗船者の安全を確保するものでなければならず，少なくとも次の規定に適合するものでなければならない。

(9)として次の1号を加える。

- (9) 燃料油のオーバフロータンクにおいて，測深管の上端を機関区域に設ける場合にあっては，測深管の上端に自己閉鎖装置を取り付け，その下に当該閉鎖装置を開く前に燃料油がないことを確認するための小口径の自動閉鎖制御コックを取り付けること。当該コックから漏出した燃料油が発火する危険をなくするための措置を講じること。

附 則（改正その3）

1. この規則は，2017年6月27日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

要
領

2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 達 第 76 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 12 月 27 日 達 第 76 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

改正その 1

R10 消火

R10.4 固定式消火装置

R10.4.3 消火剤の格納場所

-3.を次のように改める。

-3. 規則 **R 編 10.4.3** の適用上，貨物倉を保護する固定式消火装置の消火剤を貨物倉の前方に格納する場合については，**R25.2.1-~~87~~**によること。

R25 固定式ガス消火装置

R25.2 工学的仕様

R25.2.1 総則

-1.を削り，-2.から-9.を-1.から-8.に改める。

~~1. 規則 R 編 25.2.1-1.(2)の適用上，空気タンク内の空気の容積が，その区域内に放出された場合において当該区域の容積の 10%を超えない場合，空気だめの容積を機関室の容積として加算する必要はない。~~

~~21.~~ (省略)

~~32.~~ (省略)

~~43.~~ (省略)

~~54.~~ (省略)

~~65.~~ (省略)

~~76.~~ (省略)

~~87.~~ (省略)

~~98.~~ (省略)

R25.2.2 炭酸ガス装置

-7.として次の 1 項を加える。

-7. 規則 R 編 25.2.2-1.(8)にいう「ガスの量」とは，保護される最大の区域に要求されるガスの量をいう。

附 則（改正その 1）

1. この達は，2016 年 12 月 27 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例による。
*高速船については，1%を 3%に読み替える。

R3 定義

R3.2 定義

R3.2.28 として次の1条を加える。

R3.2.28 軽荷重量

規則 R 編 3.2.28 の適用上，船上に貯蔵される固定式消火装置用の消火剤（清水，炭酸ガス，ドライケミカル粉末及び泡原液等）の重量は，軽荷重量に含まれる。

R4 発火の危険性

R4.5 タンカーの貨物エリア

R4.5.5 イナートガス装置

-5.を次のように改める。

-5. 規則 R 編 4.5.5-3.(1)にいう「二重船殻区画」とは，貨物タンクに隣接するすべてのバラストタンク並びに二重底及び二重船殻の空所（船首部バラストタンク並びに貨物タンクに隣接する隔壁甲板より下方に位置するすべてのタンク及び区画を含む。なお，ここでいうタンク及び区画とは，R4.5.7-3.から-5.によること。）~~ただし，規則 R 編 4.5.10 に規定される貨物ポンプ室は除く。~~をいう。~~なお，ここでいうタンク及び区画とは，R4.5.7-3.から-5.によること。~~ただし，貨物ポンプ室及びバラストポンプ室は除く。

R19 危険物の運送

R19.3 特別要件

R19.3.2 発火源

-1. 規則 R 編 19.3.2 の適用上、使用又は設置が認められる電気設備については次によること。

- (1) 規則 R 編 19.2.3(1)に掲げる危険物質を包装された状態で運送する船舶については表 R19.3.2-1.によること。
- (2) 規則 R 編 19.2.3(9), (10), (13)又は(23)に掲げる固体危険物質であって、爆発性粉体を発生するおそれのある物質をばら積みで運送する船舶については表 R19.3.2-2.によること。

(3)を次のように改める。

- (3) 規則 R 編 19.2.3(12)に掲げる固体危険物質であって、爆発性ガスを発生するおそれのある物質をばら積みで運送する船舶、並びに、規則 R 編 19.2.3(3), (7) (引火点が -18°C 未満の液体を除く。), (15)又は(19)に掲げる危険物質を包装された状態で運送する船舶については表 R19.3.2-3. (IEC60092-506 において危険場所に分類されるもの) 及び表 R19.3.2-4. (IEC60092-506 において拡大危険場所に分類されるもの) によること。

なお、表 R19.3.2-4.中の(d)に掲げる危険場所は、規則 R 編 19.2.3(7), (15)又は(19)に掲げる引火点が 23°C 未満の液体を運送する船舶にのみ適用する。ただし、当該閉囲区域が少なくとも毎時 6 回の換気を行うことができる機械式通風装置で連続的に通風される場合は、危険場所とはみなさない。この場合、次の(a)及び(b)による。

(a) 機械式通風装置が故障した場合には、常時乗組員が配置される場所（船橋、機関制御室等）に可視可聴警報が発せられ、表 R19.3.2-1.から表 R19.3.2-3.に示す使用又は設置が認められる電気設備（以下、「使用可能電気設備」という。）以外の電気設備への通電は自動的に遮断されること。

(b) ビルジ装置、バラスト装置等の船舶又は人員の安全のために不可欠な電気設備にあつては、自動的に遮断されないように使用可能電気設備とすること。ただし、2 以上の機械式通風装置が設けられる場合には、当該電気設備を使用可能電気設備としなくても差し支えない。この場合、使用可能電気設備以外の電気設備は、通風装置が停止中に誤操作することを防ぐようインターロックを設けること。

((4)から(8)は省略)

(9)を次のように改める。

(9) 表 R19.3.2-1.から表 R19.3.2-3.に示す危険場所に開口を有する隣接場所であって次の(a)又は(b)に掲げる場所は、危険場所とはみなさない。

(a) 次の i)から iv)の全ての要件を満足する場所

- i) 通風装置により、全てのドア及び窓を閉じた状態で、漏れが生じやすい通風ダクト内を含むすべての箇所ですべての箇所で常時 25Pa 以上の加圧状態を維持できること。
- ii) 通風装置の初期始動後又は危急遮断後等、規定の加圧状態が維持されない状況においては、~~表 R19.3.2-1.から表 R19.3.2-3.に示す使用又は設置が認められる電気設備（以下、「使用可能電気設備」という。）~~以外の電気設備に通電されないこと。ただし、内部雰囲気危険でないこと（爆発性ガス又は蒸気の濃度が爆発下限界の 30%以下）が確認されるか又はあらかじめ十分な時間をかけてパージされる場合にはこの限りでない。
- iii) 加圧状態を監視するための装置を設けること。特にフローモニタリング装置を使用する場合には、ドア若しくは他の開口部が開いている状態で規定の加圧状態を維持できるか又はドア若しくは他の開口部が閉鎖されていない場合に警報が発せられること。
- iv) 規定の加圧状態が維持されない場合には、常時乗組員が配置される場所（船橋、機関制御室等）に可視可聴警報が発せられ、使用可能電気設備以外の電気設備への通電は自動的に遮断されること。この場合、船舶又は人員の安全のために不可欠な電気設備については、自動的に遮断されないように使用可能電気設備としておくこと。

(b) 自動閉鎖型のガス密戸により 2 重に保護される場所

この場合、航海中常時閉鎖され、かつ、船橋においてその開閉状態が常時監視される水密戸については、自動閉鎖型のガス密戸と同等のものとみなす。

(10)として次の 1 号を加える。

(10) 表 R19.3.2-4.に示す危険場所との間にガス密の仕切り又はガス密の自動閉鎖扉を設けて保護される区域は、危険場所とはみなさない。

表 R19.3.2-1.の表題を次のように改める。

表 R19.3.2-1. 危険場所並びに使用又は設置が認められる電気設備 (~~その 1~~R19.3.2-1.(1)関連)
(省略)

表 R19.3.2-2.の表題を次のように改める。

表 R19.3.2-2. 危険場所並びに使用又は設置が認められる電気設備 (~~その 2~~R19.3.2-1.(2)関連)
(省略)

表 R19.3.2-3.を次のように改める。

表 R19.3.2-3. 危険場所並びに使用又は設置が認められる電気設備 (~~その3~~**R19.3.2-1.(3)関連**)

危険場所		使用又は設置が認められる電気設備
(a)	閉囲又は半閉囲された貨物区域	(1) 規則 H 編 2.16.2 に掲げる承認された安全型の電気機器であってガス蒸気グループ IIB 以上、温度等級 T3 以上のもの及びこれに関連するケーブル (2) 通過ケーブル
(b)	給気及び排気用ダクト内	
(c)	(a) 又は (b) に示す区域に直接開口を有する(扉等の閉鎖装置を有しない) 閉囲又は半閉囲区域	
(d)	危険区域のすべての排気口から 1.5m 以内の開放甲板上の区域又は開放甲板上の半閉囲区域	
(e)	(a)から(c)に示す区域との間にガス密の仕切り又はガス密の自動閉鎖扉を有する区域であって、当該区域を正圧とする通風装置を有さない区域	(1) (a)から(d)に示す区域で使用又は設置が認められる電気設備 (2) 通常の使用状態で火花又はアークを発生しない電気機器であって表面温度が積載貨物のガス又は蒸気の発火温度より十分低いもの及びこれに関連するケーブル
(f)	(a)から(c)に示す区域に供するビルジポンプ室及びパイプトンネルでフランジ、弁、ポンプ等の機器がある区域	(3) IEC60079-15 に規定される n 型機器及びこれに関連するケーブル
(g)	エアロックスペース	
(h)	(d)に掲げる範囲の外側 1.5m の範囲内	

(注)

- 運送される貨物がより低い表面温度を要求する場合は、これを考慮すること。
- 次に掲げる物質を**規則 R 編 19.2.2(7)**に掲げる区域に搭載する場合は、次のグレード又は措置を適用する。
 - ・アルミニウムフェロシリコン粉末、アルミニウムシリコン粉末： ガス蒸気グループ IIC, 温度等級 T2
 - ・フェロシリコン： ガス蒸気グループ IIC, 温度等級 T1
 - ・亜鉛灰、ジンクドロス、亜鉛かす、ジンクスキミング亜鉛： ガス蒸気グループ IIC, 温度等級 T2

表 R19.3.2-4.として次の表を加える。

表 R19.3.2-4. 危険場所並びに使用又は設置が認められる電気設備 (**R19.3.2-1.(3)関連**)

危険場所		使用又は設置が認められる電気設備
(a)	表 R19.3.2-3.の(a)から(c) に示す区域との間にガス密の仕切り又はガス密の自動閉鎖扉を有する区域であって、当該区域を正圧とする通風装置を有さない区域	(1) 規則 H 編 2.16.2 に掲げる承認された安全型の電気機器であってガス蒸気グループ IIB 以上、温度等級 T3 以上のもの及びこれに関連するケーブル (2) 通過ケーブル (3) 通常の使用状態で火花又はアークを発生しない電気機器であって表面温度が積載貨物のガス又は蒸気の発火温度より十分低いもの及びこれに関連するケーブル (4) IEC60079-15 に規定される n 型機器及びこれに関連するケーブル
(b)	R19.3.2-1.(9)(b) により設けられるガス密戸内の区域 (エアロックスペース)	
(c)	表 R19.3.2-3.の(d) に掲げる範囲の外側 1.5m の範囲内	
(d)	フランジ、弁、ポンプ等の放出源を有するビルジ管がある閉囲区域 (ビルジポンプ室、パイプトンネル等)	

(注)

- 運送される貨物がより低い表面温度を要求する場合は、これを考慮すること。
- 次に掲げる物質を**規則 R 編 19.2.2(7)**に掲げる区域に搭載する場合は、次のグレード又は措置を適用する。
 - ・アルミニウムフェロシリコン粉末、アルミニウムシリコン粉末： ガス蒸気グループ IIC, 温度等級 T2
 - ・フェロシリコン： ガス蒸気グループ IIC, 温度等級 T1
 - ・亜鉛灰、ジンクドロス、亜鉛かす、ジンクスキミング亜鉛： ガス蒸気グループ IIC, 温度等級 T2

附 則（改正その2）

1. この達は、2017年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

R4 発火の危険性

R4.2 燃料油、潤滑油その他の可燃性油に関する措置

R4.2.1 燃料としての油の使用の制限

-2.を次のように改める。

-2. 規則 R 編 4.2.1(~~56~~)にいう「本会が適当と認める場合」とは燃料油サービスタンク、セッティングタンク及び供給管系に設けられるその他のタンクが次の全ての条件を満たす場合をいう。

- (1) これらのタンクの空気管の長さ又は冷却装置、もしくはこれらの組合せが、ベーパーを 60℃未満となるように冷却するのに十分であること。ただし、空気管の開口が発火源から少なくとも 3m 離れた位置に配置されている場合は、この限りではない。
- (2) 空気管の開口端装置には、フレイムスクリーンが取り付けられていること。
- (3) 燃料油タンク内のベーパーの溜る部分に機関区域への開口がないこと（ボルト締めマンホールは認められる）。
- (4) 十分に換気されたコファダムを除き、燃料油タンクの直上には閉囲区画を設けないこと。

R15 訓練手引書及び火災制御図

R15.2 総則

R15.2.3 として次の 1 条を加える。

R15.2.3 呼吸具の再充填装置及び予備シリンダ

規則 R 編 15.2.3 の適用上、訓練のために「適切な数の予備シリンダ」を船上に備える場合には、規則 R 編 10.10.2 及び 18.5.1(6)で要求される各消防員装具の呼吸具につき少なくとも 1 組のシリンダを備えること。ただし、本船の安全管理システムにおいて当該シリンダの追加の設置が定められている場合にあっては、安全管理システムに定める数のシリンダを備えること。「1 組のシリンダ」とは、呼吸具を動作させるために必要なシリンダの数をいう。なお、規則 R 編 19 章、規則 N 編及び S 編並びに IMSBC Code で要求される呼吸具については、訓練のための予備シリンダを備えなくても差し支えない。

R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護

R20.3 閉囲された車両積載区域及び閉囲されたロールオン・ロールオフ区域における可燃性蒸気の引火に対する注意

R20.3.1 通風装置

-6.として次の1項を加える。

-6. 規則 R 編 20.3.1-2.(3)にいう「本会が適当と認める雰囲気管理装置」については, "Revised Design Guidelines and Operational Recommendations for Ventilation Systems in Ro-Ro Cargo Spaces" (MSC.1/Circ.1515)の Appendix 1 を参照すること。

附 則（改正その3）

1. この達は、2017年1月1日から施行する。

R11 構造の保安全性

R11.6 正圧及び負圧に対する貨物タンクの保護

R11.6.3 貨物タンクにおける安全措置

-2.を次のように改める。

-2. 規則 R 編 11.6.3-2.にいう「11.6.1(2)で規定する装置が故障した場合」には、通気装置の管部分の損傷次の(1)及び(2)を含める必要はない。

~~(1) 通気装置の管部分の損傷~~

~~(2) 規則 R 編 4.5.3-2.(2)に規定する各タンクを隔離するための止め弁又は他の承認された装置の機械的故障及び不注意な操作による閉鎖。ただし、均質な貨物又は貨物蒸気の混合による危険性がなく、各タンクを隔離する必要のない複数の貨物を運送する場合に限る。~~

-3.を次のように改める。

-3. 規則 R 編 11.6.3-2.にいう「貨物蒸気、空気又はイナートガスの混合気体を流通させるための二次的手段」(以下、「二次的通気装置」という。)については、次によること。

(1) 二次的通気装置は、規則 R 編 11.6.1(2)で要求される装置、ラブチャーディスク又は圧力・真空逃し装置等として差し支えない。なお、ラブチャーディスクは、「船用材料・機器等の承認及び認定要領」6編7章の規定に従って承認されたものであること。

(2) 二次的通気装置の作動圧力が規則 R 編 11.6.1(1)及び(2)で要求される装置の作動圧力よりも正圧側で高く、かつ、負圧側で低く設定されている場合、すなわち、規則 R 編 11.6.1(1)及び(2)で要求される装置が正常に作動している間、二次的通気装置が作動しないように設定されている場合、二次的通気装置の吸排気口には、規則 R 編 4.5.3-4.(1)及び 11.6.2 の高さに関する要件並びに 4.5.3-3.の火炎の侵入を防止する装置の設置に関する要件は適用しない。

~~(3) 規則 R 編 35 章に適合するイナートガス装置が設置されているタンカーであって、規則 R 編 11.6.3-4.に規定する圧力・真空逃し装置が規則 R 編 4.5.3-2.(3)の要件を満足するように配置されている場合、同圧力・真空逃し装置を二次的通気装置と見なして差し支えない。ただし、均質な貨物又は貨物蒸気の混合による危険性がなく、各タンクを隔離する必要のない複数の貨物を運送する場合に限る。~~

(4) 規則 R 編 35 章に適合するイナートガス装置が設置されているタンカーであって、揚荷時において、自然排出式の貨物油タンク通気装置の排気口を閉鎖し、貨物油タンク内にイナートガスを供給しながら荷役を行う船舶にあつては、イナートガスを供給するというオペレーションそのものが規則 R 編 11.6.1(2)に規定する過負圧防止のための一次的な措置と見なして二次的通気装置を配置して差し支えない。

附 則（改正その 4）

1. この達は、2017 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。